

第37回

羽村市都市計画審議会議事録

令和6年2月8日（木）

羽村市まちづくり部都市計画課

第37回羽村市都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和6年2月8日（木）14時～15時10分

2. 開催場所 羽村市役所西庁舎5階特別委員会室

3. 出席者

(1)出席委員

櫻沢 裕人 委員 池澤 敦 委員 野崎 和也 委員 金子ひとみ 委員

山崎 陽一 委員 露木 諒一 委員 宮川 修 委員 吉川 徹 委員

鈴木 將史 委員 名取 伸明 委員 水越 文広 委員 菊池 敏晃 委員

小作あき子 委員 岡部 海斗 委員

(2)市側出席者

羽村市長 橋本 弘山 副市長 小林 宏子

まちづくり部長 橋本 昌 都市計画画課長 橋本 雅央

都市計画係長 山路 政弘

(3)事務局

都市計画係主任 渡邊 裕成

4. 議事
- 議案第1号 「福生都市計画用途地域の変更（羽村市決定）」について
 - 議案第2号 「福生都市計画高度地区の変更（羽村市決定）」について
 - 議案第3号 「福生都市計画防火地域及び準防火地域の変更（羽村市決定）」について
 - 議案第4号 「福生都市計画特別工業地区の変更（羽村市決定）」について

5. 傍聴者 なし

6. 配付資料

- ・第37回 羽村市都市計画審議会 次第
- ・福生都市計画用途地域の変更（羽村市決定）計画書、総括図、計画図

- ・福生都市計画高度地区の変更（羽村市決定）計画書、総括図、計画図
- ・福生都市計画防火地域及び準防火地域の変更（羽村市決定）計画書、総括図、計画図
- ・福生都市計画特別工業地区の変更（羽村市決定）計画書、総括図、計画図
- ・羽村市都市計画審議会委員名簿
- ・用途地域等の一括変更について（理由書）
- ・用途地域等境界修正箇所図

○会長（露木諒一）

ただいまから第37回羽村市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本審議会の委員であり、羽村市議会議員であります、大塚あかね委員が昨年12月15日に御逝去されましたことをご報告させていただきます。

ここに謹んでお悔やみを申し上げ、故人の安らかなる御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、本審議会の成立要件について、確認いたします。事務局から報告をお願いします。

○事務局（渡邊裕成）

「羽村市都市計画審議会条例」第5条第2項に「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない」と規定されております。

本日の出席委員は、14人であり条例第5条第2項に定める2分の1以上の定足数に達しておりますので、本審議会が成立することを御報告させていただきます。

○会長（露木諒一）

議事録署名委員の選任ですが、議事録署名委員は、議席番号順にお願いすることとしております。

本日の議事録署名委員は、議席番号3番の野崎委員と、議席番号4番の金子委員にお願いしたいと思います。

続きまして、本日の審議会は、福生都市計画用途地域等の変更について、御審議いただくこととなりますが、議事資料には、個人の氏名や住所等、個人の情報が掲載されていないことから、公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

本日は現在のところ、傍聴希望者はいませんが、会議の途中で傍聴の希望がありましたら、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（露木諒一）

ありがとうございます。

傍聴の希望がありましたら、許可という形をとります。

続きまして、本日、橋本市長に御出席いただいておりますので、橋本市長より御挨拶をお願いします。

○市長（橋本弘山）

改めまして皆様こんにちは。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より、羽村市の都市計画行政につきまして、御理解と御協力を賜りお礼を申し上げます。

また、第37回羽村市都市計画審議会の開催にあたり多くの皆様の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど会長からお話がありましたが、昨年12月に御逝去されました前委員の大塚あかねさんの御冥福を心よりお祈り申し上げます。

そして、後任の委員として委嘱状をお渡しさせていただきました金子委員につきましては、大塚委員同様に一層のお力添えをお願い申し上げたいと思います。

そしてもう一つ、年明け早々の元日に発生しました能登半島地震により犠牲になられた方々に、御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回のような地震を初め、一昨日の大雪、令和元年の台風19号の大雨などの自然災害はいつどこを襲うかわかりません。

羽村市ではこれまでも都市計画に基づく都市基盤整備により災害に強いまち作りを進めてまいりましたが、近年の自然災害による被害は甚大なものとなっております。

今回の災害をはじめ、これまでの災害の教訓を生かし、今まで以上に、防災・減災対策の観点から、安全・安心なまちづくりを推進していくことが肝要であると改めて認識したところでございます。

さて本日の審議会でありますが、東京都による平成16年の用途地域等の一斉見直し以降、地域のまちづくりの進捗に合わせて、部分的に用途地域等を見直しして参りましたが、前回の一斉見直しから約19年が経過し、用途地域等の境界の根拠としている地形地物の変化などに伴い、現行の用途地域などの指定状況と現況の地形地物の間に不整合などが生じております。

このような状況を踏まえ東京都が一括して区域区分の変更を実施することとなったことから、あわせて本市においても、用途地域等の変更についてお諮りするものでございます。

詳細につきましては、後ほど都市計画課長からご説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

結びに、委員の皆様方におかれましては、今後とも羽村市の行政運営に対し、一層のお力添えをいただきますよう、お願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いをいたします。

○会長（露木諒一）

ありがとうございました。

それでは、次第の2、議題に移りたいと思います。

議案第1号「福生都市計画用途地域の変更（羽村市決定）」から「議案第4号福生都市計画特別工業地区の変更（羽村市決定）」は関連がございますので、一括での審議とさせていただきます。

議案第1号から議案第4号までの提案説明をお願いいたします。

○都市計画課長（橋本雅央）

議案第1号「福生都市計画用途地域の変更（羽村市決定）」

議案第2号「福生都市計画高度地区の変更（羽村市決定）」

議案第3号「福生都市計画防火地域及び準防火地域の変更（羽村市決定）」

議案第4号「福生都市計画特別工業地区の変更（羽村市決定）」

の詳細につきまして、一括して御説明いたします。

はじめに「参考資料1 用途地域等の一括変更について(理由書)」をご覧ください。

【概要】の御説明をいたします。

今回の一括変更については、先ほど市長の挨拶の中でもありましたが、平成16年の用途地域等の一斉見直しから19年が経過し、この間に地形地物の変更・変化などにより用途地域の指定状況と現況の不整合などが見られる状況となっております。

このことから、現在の用途地域等の境界位置が不明瞭な箇所について、境界位置を修正するものです。

また、この修正内容を図面反映させた上で、新たな地理情報システム（GIS）データを活用し、用途地域などの面積について再計測をしております。

このGISによる再計測の結果、現行の用途地域等の面積と再計測した面積に変化が生じていることから、今般、東京都が行う区域区分の都市計画変更にあわせ、用途地域等の面積の一括変更を行うものでございます。

次に、この理由書の二つ目に修正の対象がございました。

今回、「現況との不整合などが生じている用途地域等の境界」部分について、修正を行うもので、代表的な修正内容については、《参考箇所》（1）から（4）の図面で御説明いたします。

まず、（1）「用途地域の境界としていた道路から20メートルの位置を明確化した箇所」です。

左が修正前（現行）の用途地域境界の図面で、右側が修正後の図面です。

用途地域等の境界については、道路と民有地の官民境界から並行して、20メートルの位置を用途地域等の境界線として定めております。

なお、手元の図面ではピンク色が近隣商業地域、緑色が第二種中高層住居専用地域となっております。

また用途地域の境界線として記している20メートルの部分ですが、この平行した部分の延長部分に位置づけがございませんでした。

そのため、現行の用途地域ではその部分が明確になっていなかったことから、官民境界に並行する用途地域等の境界線の延長部分について、見通し線として青の矢印を表示することで、用途地域等の境界線を明確化しております。

実際の図面については黒い矢印になりますが、今回は図面が見やすいように青の矢印で示してございます。

次に（2）「用途地域等の不明確な境界を河川区域に明確化した箇所」です。

右側の修正後の図面をご覧ください。

「青色の破線」が修正前、現行の用途地域等の境界の位置で、「赤の実線」が修正後の境界の位置となります。

修正後は用途地域との境界を実態に合わせるように、「河川区域界」の位置に修正し、図中に「河川区域界」の文字を表記することで明確化しております。

次に（３）「用途地域等の不明確な境界を土地区画整理事業の施行区域界に明確化した箇所」です。

右側の修正後の図面をご覧ください。「青色の破線」が修正前、現行の用途地域等の境界の位置で、「赤の実線」が、修正後の境界位置となります。

修正後は、用途地域等の境界を実態に合わせるように「土地区画整理事業施行区域界」いわゆる区画整理の施工範囲と施工範囲外の境界位置に修正しました。また、図中に「土地区画整理事業施行区域界」の文字を表記し明確化しております。

最後に（４）「用途地域等の不明確な境界を学校敷地境界に明確化した箇所」です。

右側の修正後の図面をご覧ください。

「青色の破線」が修正前、現行の用途地域等の境界の位置で、「赤の実線」が修正後の境界位置となります。

修正後は用途地域等の境界を実態に合わせるように「学校敷地界」の位置に修正し、また、図中に「学校敷地界」の文字を表記することで明確化しております。

なお、図中では全てが緑色で表記がされていて、第一種低層住居専用地域という地域ではございますが、この赤色の実線の内側の学校の区域部分については、高さを１２メートルという形で指定しております。

一方で、学校の区域外の部分については高さを１０メートルという形で指定をしておりますので、境界線を明示したという形になってございます。

次に「参考資料２用途地域等境界修正箇所図」をご覧ください。

右上に凡例がございますが、今回修正した箇所を４色の丸印でお示ししております。

まず、「赤丸」で示した６ヶ所が「（１）用途地域等の境界としていた道路から２０メートルの

位置を明確化した箇所」となります。

次に図面の左上、オレンジの丸で示した2ヶ所が「(2) 用途地域等の不明確な境界を河川区域に明確化した箇所」となります。

次に青丸で示した2ヶ所が「(3) 用途地域等の不明確な境界を土地区画整理事業の施行区域界に明確化した箇所」となります。

最後に「黄色の丸」で示した2箇所が、「(4) 用途地域等の不明確な境界を学校敷地界に明確化した箇所」となります。

合計で、今回12ヶ所の用途地域等の境界の修正を行っております。

「参考資料1」にお戻りください。下段の面積の変更についてです。

ただいま説明いたしました12ヶ所の修正を行った上で先ほどお話ししましたGISにより、面積を再計測した結果、現在の都市計画決定面積と差異が生じていることから、再計測した後の用途地域等の面積に都市計画変更するものでございます。

具体的には、冒頭にご説明しました通り、

- ・用途地域の変更
- ・高度地区の変更
- ・防火地域および準防火地域の変更
- ・特別工業地区の変更

について、いずれも面積のみ、都市計画変更を行うものでございます。

それでは事前に配布させていただいております右上の資料番号1-1 議案第1号福生都市計画用途地域の変更（羽村市決定）」をご覧ください。

この表は、都市計画変更後の用途地域別、建ぺい率・容積率別の面積を示しております。今回の都市計画変更については、各用途地域の面積のみを変更するものです。

詳細については2枚目の新旧対照表でご説明いたします。

2枚目をご覧ください。

表の一番左側の「種類」に、各用途地域を記載しております。

「第一種低層住居専用地域」から始まり、右側の表の「工業専用地域」までの12種類の記載がありますが、羽村市では12種類のうち9種類の用途地域を指定しております。

横の欄に、全てに「バー表示」が入っている用途地域は、羽村市では指定しておりません。

次に、表の一番右の「備考欄の規定面積（C）」をご覧ください。

現行の用途地域ごとの都市計画決定面積の数値を記載しております。

例えば、一番上段の「第一種低層住居専用地域」で御説明いたしますと、「建ぺい率・容積率」別に現行の面積を示しております、

上から約14.0ヘクタール、約177.9ヘクタール、約3.9ヘクタール、約24.8ヘクタール、小計として約220.6ヘクタールが、現行の「第一種低層住居専用地域」の合計面積となります。

次に右の表の備考欄の「規定面積（C）」の一番下にある「合計欄」をご覧ください。

現在羽村市で指定している「第一種低層住居専用地域」から、「工業専用地域」までの9種類の用途地域の合計面積 約814.0ヘクタールを記載しております。

一方、都市計画変更後の面積につきましては、表の右から二つ目「新旧対象面積表」の項目中「(新)の面積（A）」の欄になります。

「第一種低層住居専用地域」を例にとって御説明しますと「建ぺい率・容積率」別に、上から約14.0ヘクタール、約180.0ヘクタール、約3.4ヘクタール、約24.6ヘクタール、小計としまして、約222.0ヘクタールが都市計画変更後の「第一種低層住居専用地域」の合計面積となります。

次に右側の表の「新旧対照面積表」の項目中「(新)の面積（A）」の欄の「合計欄」をご覧ください。

都市計画変更後の合計面積 約817.3ヘクタールを記載しております。

以上のように「第一種低層住居専用地域」については、現行の約220.6ヘクタールから約222.0ヘクタールに変更となります。

同様に第一種中高層住居専用地域が現行の約288.3ヘクタールから変更後は約288.7ヘクタール。

第二種中高層住居専用地域が現行の約32.2ヘクタールから変更後は約32.9ヘクタール。

第一種住居地域は現行の約25.4ヘクタールから変更後は約25.2ヘクタール。

近隣商業地域が現行の約39.7ヘクタールから変更後は約39.3ヘクタール。

商業地域が現行の約6.8ヘクタールから、変更後は約6.6ヘクタール。

準工業地域が現行の約36.7ヘクタールから変更後は約36.6ヘクタール。

工業地域が、現行の約15.0ヘクタールから変更後は約15.4ヘクタール。

工業専用地域が現行の約149.3ヘクタールから変更後は約150.6ヘクタール。

最後に、羽村市指定の用途地域の合計面積が、現行の約814.0ヘクタールから約817.3ヘクタールに変更となります。

次に「資料1-2、福生都市計画用途地域総括図（羽村市決定）」をご覧ください。

今回の議案第1号から議案第4号までの用途地域、高度地区、防火地域および準防火地域、特別工業地区の範囲をGISデータとして落とし込んだ図面で、今回の境界線の修正を反映したのちの図面となっております。

次に「資料1-3 福生都市計画用途地域 計画図（羽村市決定）」をご覧ください。

計画図については、境界線を修正した後の用途地域ごとに指定範囲を示した図面となっております。

議案第1号の説明については以上となります。

次に、資料番号2-1「議案第2号 福生都市計画高度地区の変更（羽村市決定）」をご覧ください。

高度地区につきましても用途地域と同様に、面積のみの変更となります。

詳しくは、「新旧対照表」で御説明いたします。

表の一番右備考欄の「規定面積（C）」に高度地区別の現行の都市計画決定面積の数値を記載しております。

上から第1種高度地区が約464.6ヘクタール、第2種高度地区が約138.6ヘクタール、第3種高度地区が約40.0ヘクタール、合計約643.2ヘクタールが現行の都市計画決定面積であります。

次に表の中央「新旧対象面積表」の項目中、「(新)の面積（A）」の欄をご覧ください。

都市計画変更後の面積になります。

上から第1種高度地区が約466.6ヘクタール、第2種高度地区が約138.9ヘクタール、第3種高度地区が約39.3ヘクタール、合計約644.8ヘクタールに変更するものであります。

次に資料の「資料2-2 福生都市計画高度地区 総括図（羽村市決定）」をご覧ください。

用途地域の総括図と同じものですので、説明は割愛させていただきます。

次に「資料2-3 福生都市計画高度地区 計画図（羽村市決定）」をご覧ください。

計画図については、高度地区の境界を修正した後の高度地区別の指定範囲を示した図面となります。

緑色の斜線部分が第1種高度地区、ピンク色の斜線部分が第2種高度地区、青色の斜線部分が第3種高度地区の範囲となります。

議案第2号の説明につきましては以上となります。

つぎに、資料番号3-1「議案第3号 福生都市計画防火地域及び準防火地域の変更（羽村市決定）」をご覧ください。

防火地域および準防火地域につきましても、面積のみの変更となります。

詳しくは、左側下段の新旧対照表で御説明いたします。

まず表の一番右側の備考欄の「規定面積（C）」が、現行の防火地域および準防火地域ごとの都市計画決定面積の数値であります。

上から防火地域が約6.8ヘクタール、準防火地域が約611.4ヘクタール、合計約618.2ヘクタールが現行の都市計画決定面積であります。

次に表の中央、新旧対照面積表の項目中「(新)の面積（A）」の欄をご覧ください。都市計画変更後の面積で、上から防火地域が約6.6ヘクタール、準防火地域が約613.3ヘクタール、合計約619.9ヘクタールに変更するものであります。

次に「資料3-2 福生都市計画防火地域及び準防火地域 総括図（羽村市決定）」をご覧ください。こちらについては、用途地域の総括図と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

次に「資料3-3 福生都市計画防火地域及び準防火地域 計画図（羽村市決定）」をご覧ください。

計画図については、境界を修正した後の「防火地域および準防火地域」別の指定範囲を示した図面となっております。赤色の斜線部分が防火地域、黄色の斜線部分が準防火地域の範囲となります。

議案第3号の説明につきましては以上となります。

最後に、資料番号4-1「議案第4号 福生都市計画特別工業地区の変更（羽村市決定）」をご覧ください。

特別工業地区につきましても、面積のみの変更となります。

詳しくは、左側下段の新旧対照表で御説明します。

まず、表の一番右側の「備考欄の規定面積（C）」は現行の特別工業地区の都市計画決定面積を記載しております。

上から第一種特別工業地区が約164.3ヘクタール、第二種特別工業地区が約36.7ヘクタール、合計約201.0ヘクタールが、現行の都市計画決定面積であります。

次に中央の新旧対照面積表の項目中、「(新)の面積（A）」の欄をご覧ください。都市計画変更後の特別工業地区の種類ごとの面積になります。

上から第一種特別工業地区が約166.0ヘクタール、第二種特別工業地区が約36.6ヘクタール、合計約202.6ヘクタールに変更するものであります。

つぎの資料4-2、総括につきましては用途地域の総括図と同様ですので、説明を割愛させていただきます。

次に、「資料4-3 福生都市計画特別工業地区 計画図（羽村市決定）」をご覧ください。

計画図については境界修正後の「第一種・第二種特別工業地区」別に指定範囲を示した図面となっております。

青色の部分が第一種特別工業地区赤紫色の部分が第二種特別工業地区の範囲となります。

議案第4号の説明につきましては以上となります。

なお、本都市計画案については、都市計画法17条の規定に基づき、令和5年12月1日に公告し、12月15日までの2週間縦覧を行いました。縦覧者はおりませんでした。また、意見書の提出もありませんでした。

今後の手続きになりますが、本日の都市計画審議会に諮問・答申を経まして、都市計画決定を行ってまいります。今回の都市計画決定の告示の時期につきましては、東京都が行う区域区分の都市計画決定の時期と合わせることになっているため、本年4月下旬を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（露木諒一）

以上で議案第1号から議案第4号までの説明が終わりました。

一括で質問を受け付けます。何か質問はございますか。

○委員（宮川修）

資料内容について理解できない部分がありました。

様々な新旧対照資料が出てきていて、表の右上に「() 内は変更箇所を示す。」とありますが、「新の面積 (A)」と「旧の面積 (B)」の数値が同じとなっていて変更箇所が無いと見受けられます。

備考欄の「既定面積 (C)」にも数値が記載されていますが、この表はどのように見ればいいのか。

○都市計画課長 (橋本雅央)

議案第3号の資料で御説明させていただきます。

防火地域および準防火地域の変更になります。

下段の新旧対照表をご覧ください。

一番右側の備考欄の「既定面積 (C)」に書かれている面積が、現在の都市計画決定面積になります。

次に新旧対照表面積の「旧の面積 (B)」については、現在の都市計画面積をGISで再計測を行っております。

GISで再計測した面積が「旧の面積 (B)」に入っていますが、その他の変更がありませんでしたので、新旧対照表の新と旧は同一の面積になっています。

なお、こちらの表については東京都全体の統一様式となっているため、このような記載をしております。

整理しますと、一番右側の「既定面積 (C)」が現行の都市計画決定面積、「新の面積 (A)」が変更後の面積という形になっております。

次に上段の説明に移ります。

上段の表の上側に「面積欄の () 内は変更前を示す。」と記載がありますが、防火地域の上段約6.6ヘクタールというのが、下の新旧対照表のいう「新の面積 (A)」になります。

括弧内が「旧の面積 (B)」となります。

こちらについても東京都全体で様式が決まっているため、このような記載方法となっております。

○委員（宮川修）

全く理解できません。

「新の面積（A）」も「旧の面積（B）」も変更がないのであれば、書く必要がないのではないのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

「規定面積（C）」は現行の面積で「旧の面積（B）」はGISに置き換えたときに面積が変更されています。

他自治体ではGISに置き換わった後に道路が拡幅されて、その部分の用途地域の境界を変更する必要が生じています。

用途地域の境界を変更する必要が生じている地域は「旧の面積（B）」からさらに「新の面積（A）」の数値が変更されています。

羽村市では今回道路が拡幅や、新たな道路の整備による用途地域の変更がなかったので、「新の面積（A）」も「旧の面積（B）」が変わらなかったという形になっております。

○委員（宮川修）

途中で出てくる言葉で、GISとは何を表すものなのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

GISについては吉川委員が専門でありますので、御助言いただけますでしょうか。

○委員（吉川徹）

実は私は町田市で都市計画審議会の会長をしております、町田市においても同じ議案があった際に似たような質問がありました。

資料3-1をご覧ください。

前提として、都市計画法にて各用途地域の面積を記載する必要があることから、昔は手作業で面積を測定していました。

そのためこの「規定面積（C）」は平成16年に紙の図面上で計測した面積となります。

宮川委員から御質問のあったGISというのは、航空測量を行った結果を全部コンピュータでデータ化して作成した地図のことです。資料でいうと資料3-2の地図となります。

用途地域等の境界線もコンピュータで編集し、地図化しております。

そのため、資料3-2の地図は精密な地図となります。

なお、東京都が各自治体に要求していることは二つございまして、一つ目は用途地域の境目の修正です。

先ほど御説明がありましたように、紙の図面上で計測し設定していた用途地域の境目については、誤差が生じていました。

また、用途地域の決定後に道路の位置が変更された場合も、誤差が生じていることから修正が必要となります。

二つ目は、精密な図面への修正です。

今回作成した図面は全部コンピュータで作成した精密な図面となるので、精密な図面に変更することができます。

つまり、紙の図面上で計測し誤差があった「規定面積(C)」から、コンピュータで測定した正確な座標値で算出した「旧の面積(B)」に修正されたのがこちらの資料3-1の表になっています。

今度は「旧の面積(B)」から「新の面積(A)」の変更というのは、例えば道路位置の変更や、道路幅の変更があった場合に、用途地域の境目の位置が変更されることで「旧の面積(B)」から「新の面積(A)」に修正されます。

羽村市は用途地域の境目の位置に変更は生じていないので、「旧の面積(B)」から「新の面積(A)」は同じ数字が示されています。

「旧の面積(B)」と「新の面積(A)」は全て同じ数字となっていますが、東京都から羽村市に対して表に数字を埋めて提出するよう要求しているため、このような表記となっております。

○委員（宮川修）

つまり「規定面積(C)」は紙の図面上で計測した面積で、それをコンピュータで改めて計算したら、若干面積が増えたということでしょうか。

○委員（吉川徹）

そのとおりです。

○委員（宮川修）

平成16年に紙の図面上で計測した際に、若干誤差があったと理解でよろしいか。

○委員（吉川徹）

そのとおりです。

手作業で多少のズレが生じることからこのような面積の誤差が生じています。

○委員（宮川修）

羽村市の場合は「新の面積（A）」と「旧の面積（B）」は同じということは、平成16年に決めた用途地域から変更がないから同じ数値となっているという認識でよろしいか。

○委員（吉川徹）

そのとおりです。

羽村市においては用途地域の境界や道路の位置に誤差が生じている可能性があるため、東京都からすべての都市計画図を精査するように依頼がありましたが、結局用途地域の境目に誤差がなく修正は必要ないという結論に至ったということになります。

○委員（宮川修）

とてもよく理解できました。

○会長（露木諒一）

他にございますか

○委員（小作あき子）

今の吉川委員の御説明、とてもよく理解できました。

今の御説明だと、紙で計測し、コンピュータで計測をしたので、数値の誤差があったということなのですが、先ほど都市計画課長から御説明いただいた参考資料1の境界位置を明確化した事例について確認があります。

用途地域が同じところは関係ないと思われませんが、例えば(2)「用途地域等の不明確な境界を河川区域に明確化した箇所」については、用途地域と河川区域の境界が変更となっておりますが、修正作業としては線の修正とGISでの計測ではどちらが先なのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

紙の図面に修正を行い、GISに置き換えて改めて測定しております。

そのため、今回面積が変わってきております。

参考資料1の(2)「用途地域等の不明確な境界を河川区域に明確化した箇所」を例に挙げますと、紙の図面で青い線から赤い線に境界の位置を修正した後に、GISで改めて測定しております。

○会長（露木諒一）

他にございますか

○委員（宮川修）

羽村市の実際の面積は約990ヘクタールだったと認識しているのですが、新旧対照表の合計面積は約817.3ヘクタールと記載されています。

残りの面積は、羽村市で用途地域と決定できない国有地のような土地ということでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

資料3-2をご覧ください。

羽村市の行政区域は青色の線で囲われた範囲となっております。

その中の赤色の横の斜線で示された地域。

例えば一番左側の多摩川、図面の右側にある動物公園や羽村第三中学校、武蔵野小学校、西多摩衛生組合がある周辺、横田基地の3ヶ所については、市街化調整区域といい市街化を抑制する

区域となっています。

それ以外の部分が市街化区域といたしまして、その市街化区域の面積の中で、それぞれ用途地域ごとに面積が割り振られた範囲を合計面積としています。

そのため、羽村市全体から市街化調整区域の面積を除いた残りの面積である市街化区域の面積に設定している用途地域の合計面積ということで、約817.3ヘクタールという数値となっています。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

○委員（小作あき子）

算出方法については理解できました。

今回の変更内容は用途地域の見直しということですが、用途地域等の不明確な境界を明確にしたことに伴って、公園や生産緑地の面積についても変更が生じていると思われませんが、その点の見直しは含まれてないのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

公園や生産緑地の面積については、実測に基づいた面積を指定しておりますので、変更はございません。

○会長（露木諒一）

他にございますか。

それではないようですので採決を行いたいと思います。

議案第1号「福生都市計画用途地域の変更（羽村市決定）」は原案の通り決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、議案第1号につきましては原案の通り決定することにいたしました。

続きまして、議案第2号「福生都市計画高度地区の変更（羽村市決定）」は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは議案第2号につきましては原案の通り決定することにいたしました。

続きまして、現案第3号「福生都市計画防火地域および準防火地域の変更（羽村市決定）」は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、議案第3号につきましては原案の通り決定することにいたしました。

続きまして、議案第4号「福生都市計画特別工業地区の変更（羽村市決定）」は原案の通り決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは議案第4号につきましては原案の通り決定することにいたしました。

なお、決定の答申書の作成につきましては、私と事務局にお任せいただき、私から市長に答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

次に、次第の3その他に移ります。

何かございますか。

○委員（小作あき子）

いつも審議会の資料を事前に送付いただいて、目を通す時間をいただきありがとうございます。

今日の議題に関しては数字の表と図面が入っているだけで、何の審議をするのか、なぜ必要なのかという説明が全くないまま、資料だけ送付されてきたので、何か数字が記載されているなどという印象でした。

内容についても本日の説明内容はとても複雑なので、事前に送付いただく資料が、当日何の説明のためにこの資料が出ているのか示していただきたい。

他にも、GIS等の普段聞きなれない言葉も出てくるので、そのような説明の資料についても事前に送付いただくことはできないのでしょうか。

○都市計画課長（橋本雅央）

ただいまの御意見については参考にさせていただきます。

なお、資料の内容について御不明点がございましたら、事前に都市計画課にご連絡ください。御自宅にお伺いしまして御説明させていただくか、市役所の窓口で御説明をさせていただきます。

○委員（小作あき子）

ありがとうございます。

個別に何うと、この出席者全員で内容を共有できませんので、可能な範囲で結構ですので全員で共有できる情報としていただければと思います。

○都市計画課長（橋本雅央）

可能な範囲で対応させていただきます。

○会長（露木諒一）

他に何かございますか。

○都市計画課長（橋本雅央）

今後の都市計画審議会の予定について御説明いたします。

今年度の都市計画審議会につきましては、本日の会議で終了となります。

次年度の都市計画審議会につきましては、日程が決まり次第、改めて御連絡をさせていただきます。

○会長（露木諒一）

他に何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして、第37回 羽村市都市計画審議会を終了させていただきます。

委員の皆様、御多忙の中 御出席いただきありがとうございました。

午後3時10分閉会